

雑誌「國民體育」とその周辺

恩 田 裕

(一) 緒言

雑誌「國民體育」は、1914年（大正3年6月）、「日本體育會」発行の雑誌「體育」が休刊となった後¹⁾、その機關誌刊行の意義を継承する意味で、1915年（大正4年7月）に石橋藏五郎等によって創刊されたものである²⁾。

その後、1928年（昭和3年6月）には、「日本體育會」発行の機關誌としての機関決定を受け³⁾、以後様々な曲折を経て、1944年（昭和19年2月）迄継続発行されている⁴⁾。

大戦勃発後の同誌は、物資不足の世情を反映してか、殆ど雑誌としての体裁を止めない僅か十数頁のパンフレット状のものになっている。然し、多くの定期刊行物が物資不足を理由に休刊の措置を余儀なくされていたことに比して、そこまで継続刊行できた理由の一つは、その設立当初から、本誌が軍事体制を宣揚する旗色を鮮明にし、多方面にわたって軍部と密接な関係を維持していたため、とする理解が妥当である。

当初は、石橋等による「國民體育會」からの刊行であったものが、「日本體育會」機關誌となった理由は、この「國民體育會」と「日本體育會」が不即不離の親密な関係にあったこと、「國民體育會」を主管した石橋藏五郎が「日本體育會」の第一回の卒業生であり、同窓を代表して「日本體育會」に積極的な後援活動を行なっていたことなどから、同窓会誌的な性格を合わせ持った機關誌として、自らの刊行誌を提供したものとして理解される⁵⁾。

この雑誌の源流をたどれば、日高藤吉郎によって創設された「成城學校」から、1890年（明治23年10月）に刊行された「有文會誌」に行き着く⁶⁾。

これは後に「有文叢誌」と改題され、その責任編集の系譜は、1893年（明治26年11月）に創刊された「文武叢誌」に継承されたものと理解される⁷⁾。

つまり雑誌「國民體育」は、「成城學校」から発した一連の流れと、「國民體育會」から発した流れが、「日本體育會」において合流し一体化したものと考えてよい。

日高は「成城學校」の経営が軌道に乗ったのちに「日本體育會」を創設して、その機関誌として「文武叢誌」を刊行したが⁸⁾、1899年（明治32年3月）にはこれを廃して、新たに雑誌「體育」を機関誌として刊行している⁹⁾。

これは1914年（大正3年6月）まで継続刊行されていたのだが、以後は雑誌「國民體育」として、その系譜が受け継がれていくことになる¹⁰⁾。然し、その流れは必ずしも一様ではなかった。従って、本稿は日高藤吉郎及び成城學校についても言及しなければならない。

従来から、教育史的観点からは、ともすれば等閑にされる傾向にあった大正・昭和前期の学校体育の実践現場において、激しい新教育思潮の流入に戸惑いつつも、体育思想の定着・発展に苦悩していた教師の立場を中心的視野に納めながら、この体育雑誌の内容を分析検証することによって、当時の学校体育に新たな一側面を見いだす可能性に着目して、本稿は、雑誌「國民體育」の学校体育史的観点からの資料的価値の吟味を行なうことを出発点としている。

学校体育に限らず、体育と社会・文化との関わり、その制度との関連や依存度、学校教育においての体育の定着過程や総合的な教育との関連、体育活動の特殊な形態としての慣習・祭典・競技、体育の発展に寄与した人物像とその影響力、学校教育や社会教育としての体育の指導法やその手段、スポーツ種目の具体的な実施方法の伝達等、大正・昭和前期の体育実践現場を対象として、検証したいと思う興味ある課題は限りなく多い。

然しながら、不幸な戦争体験は、それが体育教育の現場資料の破棄散逸をもたらしたと共に、その全ての負の要因が、戦時体制という巨大な影によって隠蔽されてしまい、富国強兵主義及び長大主義を基底とした実践現

場の方法的錯誤を助長した素因が問われることはなかった。

勿論、自由で創造的な、本来的な体育活動を構築しようと務めた教師たちの存在は、多くの報告例を見る迄もなく各地に存在したことは事実であり¹¹⁾、その業績が今日の体育活動に重要な影響をもたらしたことも否定しがたい。

然しその一方、平均的な学校教育の現場では、時局的な偏向情報による軍事教育の押しつけが日常的に行なわれており、体育関係者の一部が、その時流に便乗することによって自らの有為的立場を殊更に強調しつつ、その活動の進展を積極的に図る原動力とした事実があった。それらが、今日的な体育活動に対して、有形無形の影響を及ぼしているのではないか、とする疑問が生ずることは当然のことであろう。そして、その疑惑に対する明確な解答を用意するためには、残存する資料を収集し、更に綿密な検証を行なうことによって、隠蔽された影の部分をも、さらなる論議の対象として、明るみに曝け出すことが必要である。

当時、その先導的役割を積極的に担なったのは、「体育ジャーナリスト」とでも呼ぶべき、著書を刊行し、同時に体育雑誌の編集及び執筆を主たる活動の場としていた一群の体育関係者である。

その中でも、特に本稿関連の「日本體育會」の同窓としては、飯塚晶山（正一）¹²⁾、真行寺朗生（吉太郎）¹³⁾、寺田勇吉¹⁴⁾、石橋藏五郎¹⁵⁾、尼子 止¹⁶⁾等が著名であり、著書及び雑誌に掲載されている論考も多い。

従って、当然ながらこれらの著述を通して雑誌「國民體育」の周辺域を探ることも考えられたのだが、紙数に限りがあるので、本稿では、個別的には関連する若干の事項についてのみ論議の対象とし、その他は割愛せざるを得なかった。

また、東京高等師範学校を中心として1922年（大正11年3月）に発刊された雑誌「體育と競技」¹⁷⁾、東京女子高等師範学校を求心力とした、1936年（昭和11年4月）発行の「女子と子供の体育」¹⁸⁾があり、それぞれを主たる舞台として健筆をふるっていた体育関係者がいたのだが、これらの雑誌は何れも復刻刊行されていることを理由として、敢えて本稿の対象とは

しなかった。

わが国の体育思想の創設期であった明治時代、それを受けた発展期としての大正時代、戦争に向かって急傾斜した昭和前期にあって、これらの体育人が主たる活動の場としていた定期刊行物は、それが僅かな時代的遅れであるにもかかわらず、残存する資料が極めて希少である。それは、この時期の雑誌の紙質が極めて粗悪で保存に耐えられないことも理由の一つである。事実、手元にあるものの内、その大部分は保存状態は極めて悪く、閲覧中に表紙或いは本文が欠落するものが多くあるために、その保全に細心の留意を図る必要があった。従って、これらの資料が個人的な嗜好によってのみ収集保存されるだけではなく、公的機関がその資料的価値に着目して収集保存に積極的になることが必要である。

そこには体制支持の立場ばかりではなく、新思潮としての体育活動に関する諸々の情報の伝達に真摯に積極的に関与した先導者が少数ではあるが存在していた。またその対極には、時勢の要求に応じて、体制が指示示した方向に向かって走り続ける以外に方法を知らなかつた現場教師の立場もあった。

それらを今日に明瞭に伝え、更には後世にも継承できる可能性を有する体育に関する定期刊行物は、それを保全し常時閲覧できる環境を整備しなければならないと思う。然し、現実的にはその環境が整っていないばかりか、その系譜すら不確定要素が多くて、残存資料の確定が不可能な状態のまま現在に至っている。

従つて本稿は、まず雑誌「國民體育」の責任編集の系譜を明らかにすることから始め、その周辺に生起した様々な事象を吟味検証の対象として、逐次本論に入ろうと思う。

誌名の継承を年代順に示せば以下の通りである。尚、責任表示の変更は同一誌名であっても、別のものとして扱っている。

有文會誌 明治23年10月から明治25年5月まで 成城學校有文會

有文叢誌 明治25年6月から明治26年8月まで 成城學校有文會

文武叢誌	明治26年11月から明治32年2月まで	日本體育會
體育	明治32年3月から大正3年6月まで	日本體育會
國民體育	大正4年7月から大正7年12月まで	國民體育會
新體育	大正8年1月から大正10年12月まで	國民體育會
國民體育	大正11年1月から昭和3年5月まで	國民體育會
國民體育	昭和3年6月から昭和10年3月まで	日本體育會
學校體育	昭和10年4月から昭和11年4月まで	日本體育會
國民體育	昭和11年5月から昭和16年6月まで	國民體育會
國民體育	昭和16年7月から昭和19年2月まで	日本體育會

- 1) 日本體育會、「體育」，第246号；大正3年6月，本誌の刷新，國家百年の大計は、國民體育の獎勵にあり。體育は眞に知徳修養の根源にして一国の消長を左右するものにあらずや。本誌「體育」は實に斯道の普及を以て任じ，過ぐる明治二十六年創刊以来，号を重ねること二百四十余。夙に之が指導者として縱横の筆を揮ひ來たれり。而も大正のわが國は、本誌一層の改善發展を促して止まず。乃ち記者を増員し，爾今益々内容の充実を計ると共に，體育を科学的に將た實際的に攻究し，以て本誌をして健全なる發達を遂げしめ聊か斯道のために貢献せんことを期す。
- 2) 國民體育會，「國民體育」，第1卷，第1号，大正4年7月。
- 3) 國民體育會，「國民體育」，第14卷，第5号，昭和3年5月，石橋藏五郎，本誌「國民體育」の經營を日本體育會に移すに當りて，2頁—4頁。日本體育會，國民體育，第14卷，第6号，昭和3年6月，野崎惣治，日本體育會の使命と本誌「國民體育」の使命，2頁—4頁。手島儀太郎，本誌「國民體育」の移管に當りて，15頁—16頁。石橋藏五郎，一意堅實な發展を，16頁—17頁。
- 4) 日本體育會，「國民體育」，第31卷，第2号，昭和19年2月。
- 5) 石橋藏五郎，前掲書。
- 6) 丸山作樂，有文會誌ノ發刊ヲ祝ス，成城學校有文會，「有文會誌」，第1号，1頁—2頁，明治23年10月。
- 7) 日高藤吉郎，文武叢誌發行ノ主意，日本體育會，「文武叢誌」，第1号，5頁，明治26年11月。
- 8) 日高藤吉郎，創設の苦心，日本體育會，「國民體育」，第17卷，第10号，51頁—52頁，昭和6年10月。
- 9) 日本體育會，「體育」，第246号。
- 10) 國民體育會，「國民體育」，第1卷，第1号，大正4年7月。
- 11) その代表的なものとして，次の三点を掲げる。入江克己，『日本ファシズム

- 下の体育思想』、不昧堂出版、昭和61年。竹之下休藏、『体育五十年』、時事通信社、昭和25年。竹之下休藏・岸野雄三、『近代日本学校体育史』、日本図書センター、昭和58年。
- 12) 飯塚晶山、横浜高等工業学校教官を経て、雑誌「體育」、雑誌「國民體育」等の編集に従事した。昭和22年3月から10月まで、日本体育会日本体育専門学校長事務取扱、同年11月から昭和23年2月まで、日本体育会日本体育専門学校長を勤めた。昭和33年3月から昭和37年4月まで、日体桜華高等学校校長として活躍した。
 - 13) 真行寺朗生については、拙稿、真行寺朗生の体育思想、成城法学「教養論集」、第8号、65頁—119頁、平成2年、を参照されたい。
 - 14) 寺田勇吉については、拙稿、休暇集落の成立過程、寺田勇吉について、成城法学「教養論集」、第12号、25頁—38頁、平成7年、に詳しく述べた。
 - 15) 石橋藏五郎については、石橋藏五郎氏上野高等女學校となると題して、國民體育會、「國民體育」、第13卷、第9号、50頁—51頁、昭和2年、に詳しい。
 - 16) 尼子止については、拙稿、真行寺朗生の体育思想、成城法学「教養論集」、第8号、75頁—79頁、平成2年、に詳しく述べた。
 - 17) 拙稿、雑誌「學校體育」について、成城法学「教養論集」、第11号、22頁—25頁、平成2年、に詳しく述べた。
 - 18) 佐々木等、女子體育振興會設立の趣旨、女子體育振興會、「女子と子供の體育」、第1卷、第1号、9頁—11頁、昭和11年。

(二) 日高藤吉郎と成城學校

日高は1876年（明治9年）に陸軍教導団に入団している¹⁾。ここで、ジクロ²⁾に器械体操を学んだことが、その後に日高が取り組んだ教育活動の内容を方向付ける際の重要な要素になったようである。日高は次のような意を述べている。

「教官の中に三人のドイツ人が居り、中の一人をジクロといつて普佛戦争の時フランスの中将とか少将とかを組み伏せ、難なくその首をとって二等勲章を貰ったという人がいて、この人が教導団に来るときはいつもその勲章を胸に輝かせていました。大きな体格でありましたが器械体操には妙を得ておりました。ジクロは我々生徒を高いところから無理に飛ばせる位はまだ良いとして、時には突き落とすことも奇しくりませんでしたから、よりより生徒たちは彼を殺せ等と騒いだこともありましたが、慣れるに従

って技術も進み体のこなしも敏捷になり愉快でもありまた体育上最も好い運動だと思うようになりました³⁾と言う。

1877年（明治10年），西南戦争が勃発した。教導団を3月に卒業して伍長に任せられた日高は，別導隊第二旅団（長 山田顕義）後備歩兵第一連隊付として肥後をはじめとして各地を転戦した⁴⁾。この時の戦争体験から，部隊の指揮をとる将校・下士官の良否が，戦いの勝敗を定める重要な素因であることを実体験して，将校予備教育の必要性に思い至り，後に「文武講習會」としての「文武講習館」を設立することになる⁵⁾。

この「文武講習館」が母体となって，後に，文としての「成城學校」と，武としての「日本體育會」が設立されることになるのである⁶⁾。

つまり，日高においては，陸軍予備校を起こして優秀な幹部候補生の養成を図り，軍隊幹部の補充に寄与するために「文武講習館」・「成城學校」を設立したことと，国民全般に体育を普及奨励して健康の増進と氣力の充実を図って，一朝有事の際には拳銃皆兵の準備を整えるための「日本體育會」の創設は，その動機において共通する異名同体の事業であったものと考えて良い。

「文武講習館」の設立許可を得たのは1884年（明治17年11月）である⁷⁾。同年12月に京橋区築地3丁目11番に開校し，和漢文学，数学，ドイツ語学，兵式体操の四教科を，一年半にわたって教授しようとしたが，ここが居留地内であったことを理由として，僅か三名の生徒しか集まらなかったために⁸⁾，1885年（明治18年2月）には，麹町区3番町13番に移転した⁹⁾。その後，次第に生徒数が増加して校舎が手狭になったために，麹町9丁目常仙寺を経て，牛込区市ヶ谷加賀町2丁目33番地に校舎を構えたのが1886年（明治19年1月）である¹⁰⁾。

「文武講習館」の設立の趣意を述べた「將校生徒豫備校設立ノ主意」¹¹⁾とする日高の一文では，今日の緊迫した世界情勢にふれて，「何ヲ以テカ列國ノ間ニ立チテ独立ヲ保ヲ得ンヤ武備兵力ハ國權ヲ保持シ國威ヲ宣揚スル所以」¹²⁾と述べ，武備を充実させ兵力を拡充するには「將校其人ヲ得ル是ナリ」¹³⁾として，軍隊が肅然として能く治まり，厳然として物情を鎮定

するためには、「一タヒ事アルニ臨ンテハ疾風迅雷動クベキニ動キ止マルベキニ止マル者軍紀風紀ノ二者アルニ由ル而シテ此二者ヲ維持スルハ即チ将校ナリ」¹⁴⁾と言う。また、将校の職務は部下を教育することも含まれているから、「其身ニシテ正シカラサレハ令スト雖モ行ハレス部下ヲ教育セントスレハ躬行率先セサル可カラス」¹⁵⁾と述べて、「将校其人ヲ得ント欲セハ先ツ将校生徒ヲ養成セサル可カラス将校生徒ヲ養成セント欲セハ先ツ之カ予備生徒ヲ養成シ将校タルノ素質ヲ全クセサル可カラス」¹⁶⁾と結論する。

そして、将校学校の生徒は試験の結果、及第合格した者を採用する制度で、これには公立私立の学校から応募するのだから、予備学校の必要はないではないかと自問し、次のように自答する¹⁷⁾。

曰く、およそ将校生徒に必要なことは、「体格ノ選已ニ普通ノ学生ニ異ナリ其習慣其精神亦豈尋常ニ同ジカラシヤ一兵一卒ノ如キハ尚体格ノミニシテ足ルヘキモ上文ノ重任ヲ寄託スル将校ノ苗ヲ択フニ当リテハ豈其精神習慣ヲ問ハシテ可ナランヤ」として、「吾輩ノ所謂予備校ハ他ナシ此習慣ヲ養フナリ此精神ヲ養フナリ」¹⁸⁾と述べる。

この頃、経営的な行き詰まりを開拓するために、補助員制度を設けている¹⁹⁾。これは学外の有力者から経済的な援助を受けるための制度で、3年を1期として、毎月20銭以上1円以下の出金を請うものである。また、1期の補助を終了した者を経済的補助を義務付けない名誉補助員として任じて、各界の有力者をその趣旨に賛同するものとして迎え入れるように努めている²⁰⁾。

「成城學校補助員依頼ノ趣旨」²¹⁾とする一文では、自校の存在意義について縷々述べた後で、「士官学校及ビ幼年学校ノ革政ニ遵ヒ大ニ学科ヲ改訂シ専ラ生徒ヲシテ忠勇節烈ノ氣ヲ養イ秩序ノ風習ニ慣レシメ且士官候補生及幼年生徒タルノ日ニ方リ学力余裕アラシメント欲ス然ラバ則本校ノ設ケ亦未ダ國家ニ益ナシト為サズ向キニ有志諸君ニ謀リ其賛成補助ヲ得テ稍々今日ノ盛ヲ致スト雖モ期スル所遠大ニシテ微力達スル能ハズ」²²⁾として、その規模を拡充するために趣旨に賛同して補助員となり、「余資ヲ以テ助クルアラバ本校ノ幸榮ノミナラザルナリ」²³⁾と述べている。

この補助員拡充の活動を通して、陸軍士官学校との関係が強化されたようである。「士官学校の入学試験がいつまでも一つものではない。時代に応じて科目も替わり、増減もある。予備校は始終士官学校と連絡をとり、士官学校の意図を汲んでやるようだ。」²⁴⁾との内示を受けて、学科目を大幅に増加して、その後の士官学校の試験科目にいち早く対応できたことが、その後の学校評価の高揚に繋がったものと考えられる。

1886年（明治19年8月）、「文武講習館」を改めて「成城學校」と称した²⁵⁾。この年、士官学校並びに幼年学校に及第したもの29名とある²⁶⁾。日高は陸軍士官学校との連携を強化することを意図して、その校長として、当時の士官学校校長であった小澤武雄中将に就任方を懇願した²⁷⁾。然し、小澤は予備校の校長を兼務することは宜しからずとして、代わりに原田一道を推挙した²⁸⁾。

因みに、「成城學校」の命名は小澤によるものである²⁹⁾。その由来は詩經・大雅篇にある周の滅亡をうたった瞻仰（せんぎょう）の一旬から引用したものとして伝えられている。これは国を成した男を讃える意よりは、国を滅ぼした女をうたったものとした理解が妥当だと思われるのだが³⁰⁾、後年、成城学園に高等女学校を設置するにあたって校名に関する論議は無かったのであろうか。

1887年（明治20年5月）、勅令第27号陸軍各兵科士官補充条例及び陸軍省令第13号陸軍幼年学校条例が制定され³¹⁾、尋常中学卒業生は士官候補生に、高等小学校卒業生は幼年学校に、共に試験を要せずに入学するを得と定められてから³²⁾、「成城學校」の予備校としての存在価値が減退してしまい、学生数の大幅な減少をみるに至った³³⁾。これは「成城學校」だけの問題ではなかった。東京私立有斐学校の陸軍武学生予備科が同じ理由で閉鎖されたのち³⁴⁾、同校の委嘱に応じてその学生を受け入れるなどしているところを見ると、同校の経営に対して将来的な見通しがあったようである。700名の学生が一挙に150名に減少したことから「人或ハ本校ヲ閉ツル如カスト云ヒ又到底維持ノ目的ナシト云フ者アリ然レトモ校員ハ本校教育ノ必要更ニ重キヲ加フルヲ確信シ毫モ屈セス益々教則ヲ改正シ薰陶ヲ怠

ラス其当時ノ困難ハ筆舌ノ能ク尽ス所ニ非ス」³⁵⁾と述べて、武学予備校の必要を論ずるのである。

それによれば、この制度の改正によって尋常中学の卒業生は士官候補生としての法的な資格が生じても「将校生徒タルニ必須ノ軍人精神ノ養成及ヒ兵要普通学科ノ教授ニ至ツテハ自ラ遺憾ナキ能ハス是レ将校生徒予備校ヲ設クルノ巳ムヲ得サル所以ナリ」³⁶⁾と述べて、将校生徒に武士道精神の必要なことは良く理解し、尋常中学の性格が学科試験中心であることから、「精神ノ教育ニ於テハ其養成容易ニ之ヲ為ス能ワサルコト吾レ巳ニ悟ルヲ得タリ然レトモ学科ノ着教育ニ於テハ吾未タ其普通教育ト異ナラサル所以ヲ悟ル能ハス請フ更ニ之ヲ教エヨ」³⁷⁾とする疑問に答えて、「将校生徒ノ学科ニ於テハ数学ノ如キモ大ニ高等ナルモノヲ要ス即チ高等代数、標高幾何、解析幾何、初等重学是ナリ此等豈尋常中学ノ課程中ニ在ランヤ歴史学科ノ如キモ尋常ノ課程ニ於テ授業スルノ外尚ホ軍事上必要ナル事跡ノ詳細ニ及ブ等其他地理学、図画、書学、理化学、和漢学、又ハ作文科等総テ普通ノ教育ニ特異ナル教授ヲ要スルコト皆之ニ準シテ知ルヘキナリ」³⁸⁾と述べるのである。

更に、将校生徒はなるべく全国から採用した方が良いので、一予備校の出身者に偏るのは良くないのではないかとする疑問には、「物一利アレハ必ス一害アリ」として、「利多クシテ害少ナク局処ニ於テ害アルモ全体ニ於テ利アルトキハ之ヲ取ラサルヲ得ン」とする立場を明らかにして、「将校ハ國家ノ存亡人民ノ死生ニ関スルノ大任ニ膺ル一旦事アルニ当リ其任務ヲ誤レハ俄カニ回復スルヲ得サル者ナリ故ニ其生徒ヲ養成スルモ必ス先ツ其全体大部分ノ利益ヲ認メ小少局部ノ妨害ニ拘束セラレサルヲ要ス」³⁹⁾と答えるのである。

この年、成城學校から士官学校・幼年学校に入学したもの合わせて69名である⁴⁰⁾。

然しながら、この士官学校等への入学制度は、僅かに一年足らずの間実施されただけで、1888年(明治21年2月)には「当分ノ間ハ試験ノ上採用」⁴¹⁾となって、苦況を脱することができた。

日高は、1889年（明治22年10月）には、当時、参謀本部次長の要職にあった川上操六少将を校長として迎え⁴²⁾、この陸軍内の人脈を通して、三条實美・山縣有朋など多くの将官や親王を名誉補助員とすることことができた⁴³⁾。また皇室からは、年額2400円、各5年間を補助する旨の軍事御奨勵の「恩召し」を受けるなど⁴⁴⁾、この時期に「成城學校」の武学予備校としての基礎を確固たるものにするのである。

川上は、丁度その頃、10ヵ月にわたる欧米巡視から、わが国の前途に重大な危機感を抱いて帰国していたが、特に欧米の教育制度に比して、わが国の諸種の教育体制が整っていないことに、重大な関心を示していたこと也有って、日高の必死の懇願を受けて「成城學校」校長への就任を快諾したものと思われる⁴⁵⁾。従って、「成城學校」に対するその尽力は、単なる名誉職の立場を超えて並大抵なものではなかった⁴⁶⁾。

また一方では、1886年（明治19年）の中学校令の施行により⁴⁷⁾、中学校への昇格が期待されるようになり、1889年（明治22年12月）、文部省告示第21号をもって⁴⁸⁾、「成城學校」に対して、徵兵令第11条による「中学校ノ学科程度ト同等以上ノモノト認ム」⁴⁹⁾とする認可が下りることになる。

1890年（明治23年2月）には、校地が手狭になったので、陸軍士官学校練兵場の一部を借り受け校地としていたが、これは後に御料地に編入された後、宮内省から同校にたいして特別の恩典を以て下賜された⁵⁰⁾。

その後、「成城學校」は外国人留学生を多数受け入れるなどの過程を経て⁵¹⁾、尋常中学へ昇格し、やがては、沢柳政太郎の新教育運動との分岐点を迎えることになるのだが、これはまた別個の問題であるので、本稿では触れない。

校地が定まり、新校舎が落成したのを機会として、校長川上操六は、1891年（明治24年8月）に校令第1号を発した⁵²⁾。その総則第7条には、「卒業生或は陸軍士官候補生同幼年学校生徒を命ぜられたるものは校友として待遇す」⁵³⁾と述べられている。

これに先立って、1890年（明治23年10月10日）付けで「成城學校」は、「有文會」の機關誌として「有文會誌」を刊行した⁵⁴⁾。その第1号に、学

監丸山作楽⁵⁵⁾は「有文會誌ノ發刊ヲ祝ス」とする一文を寄せている⁵⁶⁾。

因みに、丸山作楽は成城學校において精神教育に関する講義を担当していたが、同時に忠愛社社長であり、明治日報の經營者でもあった。成城學校が中學校に昇格するために必要とした供託金の一部、24000円の出資は丸山の好意によるもので、為に成城學校は經濟的苦況を乗り越えることが出来た。

丸山作楽は「有文會誌ノ發刊ヲ祝ス」とする一文の中で、「魯聖云ハク有文事者必有武備ト。蓋シ武備アル者モ亦文事アルベカラズ是レ此ノ會ヲ起シ此ノ名ヲ命スル所以ナリ」⁵⁷⁾として、同志と図って校内に新たにこの会を設けて「修文以テ智ヲ開キ奮武以テ勇ヲ養イ帝國臣民ノ本分ヲ盡サムト期ス」⁵⁸⁾と述べている。

また、青年科一級生吉田録郎は「有文會誌序」⁵⁹⁾として、現在の世界情勢が緊迫の度を増していることに言及した後、次のように述べている。

「武ヲ以テ志ト爲ス者、宜シク其ノ心胆ヲ鍊磨シ勇武ノ氣象ヲ振作シ、兼子テ文学を修メテ、其ノ智力ヲ發達シ文武兼済、能ク其ノ任ヲ尽クシ、其ノ責ヲ全クスルヲ努メサルベカラズ、我が成城學校、夙ニ武ヲ重シ、武學予備生ヲ薰陶スル者斯々ニ数年、頃ロ校員相謀リ一會ヲ創立シ、名ツケテ有文ト曰フ、毎月一誌を發行シ、普ク會員に頌ツ、記スル所、古今名士ノ嘉言善行、講話解釈、其ノ他難問答解等、粹ヲ抜キ純ヲ集ムル者、一二シテ足ラズ」⁶⁰⁾。

「有文會」の職員及び会則は以下の通りである⁶¹⁾。

職員

会長 丸山作楽

校閲 横井忠直

編集 丸山正彦

武笠昌蔵

服部 章

池田精一

主事 奥山三郎

主事補 塙松之助

規則

第一条 本会ヲ「成城學校有文會」ト名ケ本校内ニオク

第二条 本会ノ目的ハ本校教育ノ拡張ヲ図リ生徒学業ノ進歩ヲ勵ム
ルニ在リ

第三条 每月一回「有文會誌」ヲ発行シ本校ノ記事校員ノ講話及生
徒中優等ノ文章其ノ他教育上必要ノ事項ヲ記載ス

第四条 本會員ヲ別チテ左ノ二種トス

特別會員 本校員其ノ他本会ノ主意ヲ賛成スル者

通常會員 本校生徒

第五条 会費トシテ特別會員ハ金七錢通常會員ハ金五錢ヲ出ス者ト
ス

更に補足して入会手続きを下記のように定めている。

一 本会會員ノ區別ハ会則第四条ニ明記アリト雖モ左ノ者ハ通常會
員ト為スコトアリ

「成城學校」出身ノ士官候補生幼年学校生徒其他他校ノ生徒ト
雖モ其校員ノ紹介ニ依ル者

以下略

「有文會誌」は、「成城學校」が1892年（明治25年5月）に従来の青年
科を分かって尋常科・高等科と別したのを機会に、同年6月号から「有文
會」の一機關誌たるよりは広く万民に講読されることを願って、「有文叢
誌」と改題した^{⑥2}。従って、「有文會誌」は19号までである。また、同時
に発行兼編集所を、従来の「成城學校有文會」から除いて、発行兼編集人
として田村松之助の名を掲げている^{⑥3}。

この雑誌の特徴は、著名人や学者・教師の講演・論説と共に、芸林・討
論又は問答として学生の投稿文を掲載し、陸軍士官学校及び幼年学校に関
する記事を多く掲載していることにある。現代で言えば、学校紀要と同窓
会誌と受験情報誌を兼ね備えたものと考えれば理解できよう。

日高は「成城學校」と並んで、1891年（明治24年8月）「日本體育會」を

設立した⁶⁴⁾。「成城學校」の学校としての基盤が確立され、その中から陸軍士官候補生同幼年学校生徒を多数輩出するようになると、文事が先行して些か武事が疎かになることは避けられないことである。また、軍隊における将校下士官の資質もさることながら、兵隊の氣質を高めることも必要であった⁶⁵⁾。

日高には、体育を大別して学校体育、社会体育、軍用体育とする意識があった⁶⁶⁾。それは人の成長と同じで別個に習得するものではなく、この三種を併用して、常に心身の健全な発達を心がけることが肝要とする考えである⁶⁷⁾。従って、老若男女を問わず日本国民たるものは、當時体育を計らなければならないとする立場から、「日本體育會」とする命名を考えたものである⁶⁸⁾。

つまり、「成城學校」の文と、「日本體育會」の武を並立させてこそ、文武講習の大主旨が成るとして、「日本體育會」では、日高の実戦体験を基に、普通体育と共に軍用体育を加えて教授することになった⁶⁹⁾。それは、国民の全てが、平時から軍隊の訓育に馴れ親しんでおくことを主眼としており、後の拳国皆兵主義の先駆的な事業であると共に、その基本的な目的意識においては、現代的には、健康志向を前面に押し出した、「フィットネスクラブ」や「アスレチッククラブ」等と呼ばれている、所謂スポーツクラブと共に通するものがあり、体育教師養成の機関としての性格は、後に付与されたものとする理解が妥当である。

「體育會設立ノ要旨」として、日高は「有文會誌」に次のような要旨を掲載している⁷⁰⁾。

「身体が健康でないと心志の豪強を保てず、ことに耐え業を遂げる事ができない。身体の健康は運動する事によってのみ良く保つことができる」として、「大事をなし大業を遂げるには身体の確立を図るべきである。体育は、家を建てる事に例えると、その基礎工事に相当する。その基礎を堅牢にしないと僅かな歳月のうちに左右に傾いたり、風雨に耐えることができない。従って、全ての国民は身体を鍛える必要がある。特に、学生は日々学業に従事して跪坐静安を主として、頭脳を酷使しているから、体育

を重んじて身体の強壮を図るべきである。誰もが体育の必要を知識として得ているが、その実践を伴わないことが多い。それは体育訓導所の設備がないからである。体育を盛んにして国民の強壮を図ることは国家富強の大本である。故に体育訓導所を市中に設けて人々の運動の求めに応ずることにする。国民の体育は兵事教育に益ある者に最も有益であるから、体育としては器械体操をもって最善とする。故に本会では専ら器械体操と兵式体操・剣術の二科を教授するから、同感する諸君は本会に来てもらいたい」。

この「體育會」に関して、「有文會誌」は、「日高藤吉郎氏ノ設立ニ係ル體育會ハ昨年九月開場シ爾後體育希望者漸々增加シタルヲ以テ評議員ノ決議ニテ諸則ヲ改良シ有志諸氏ノ贊助ヲ求メ益々前途ノ隆盛ヲ期図シ府下処々ニ該體育支会ヲ置クト云ウ其ノ規約ハ左ノ如シ」として、體育會評議員会並びに贊助會員の規約と體育會規則の二つの規約を掲げている⁷¹⁾。

これによると、1891年（明治24年9月）に開場した體育會の練習生は、甲種・乙種・特別の三種に大別され、甲種は一月単位で20銭、乙種は日々単位の2銭で切符を購入して練習するものとされており⁷²⁾、運動を志すものには広く門戸を開いていたようである。また、特別練習生とは甲種と同じく月20銭であるが、5ヵ月以上練習して試験に合格して得業生になると無料となるように定められていた⁷³⁾。つまり、特別練習生とは軍事教育の予備的な意味合いを持って、練習は日曜祭日を除いて毎日行なわれていたものと推察される。

この教授内容は兵式体操と銃剣術及び兵式教練である⁷⁴⁾。兵式体操として柔軟体操と器械体操を挙げているが、柔軟体操とは器具を使用しない徒手体操を、器械体操としては鉄棒・柵・木馬・手摺・跳縄・跳台・梁木・回転燈・遊動円木が指定されている⁷⁵⁾。

つまり、體育會の組織は、贊助會員（名誉・特別を含む）の経済的な援助を基盤として成り立っており、その内容は軍事予備教育である。

日高は、後に自らの人生を懷古して、「自叙に代へて」とする一文を雑誌「國民體育」に連載しているが、それには日高の成長した地方において、1872年（明治5年）に施行されたの徵兵令に対する対応の様子が詳細

に述べられている⁷⁰⁾。

それには、徴兵の意味が理解できず、趣意も徹底していなかったことに起因する、地方庶民の混乱した状況が示されている。徴兵令施行時の、それに対応する壮丁の該当年令が寅年生まれであったことから、「西洋人は動物を食ふのが好きで牛でも虎でも何でも食ふ。今回寅年を選んだのは或は外国人に売る積りかも知れない。肉は食ひ骨は器具に作り油は機械に注ぐのだ」⁷¹⁾と言う噂が広まって、「気の弱いものは、一思ひに死んだ方がよいと云ひ思ひ切つて自殺したものもあり、中には手を切り足を折り我と我が身を片輪と致しました」⁷²⁾と述べ、未知なるものへの恐れおののきは、多くの壮丁の隠匿や逃亡をも惹起したであろうことを示唆している。

日高の、西南戦争における実戦での体験は、「将士に軍事上の知識が少なく正式な戦士は僅に士官学校及教導団出身の将校下士ばかりで、在校中の生徒在団中の生徒をも駆って征討に従事せしめた」⁷³⁾と述べている程で、これらの体験を通して、多くの国民に対して軍事予備教育を与えることの必要性を痛感したものと思われる。

学校体育はもとより、一般的な体育思想が全く普及していなかったこの時代にあって、これまで述べてきた一連の日高の先見的な着想と、それを具現化した行動力は、社会的な体育実践として評価することができるが、その教育活動としての思想性を窺うことは出来ない。

- 1) 日高藤吉郎、自序に代へて、(二)，國民體育會、「國民體育」，第16卷，第2号，67頁—68頁，昭和5年2月。
- 2) 明治6年、陸軍は戸山学校を設けて、フランスから体操教授を招聘した。
　　ジュクロ (Ducro) は明治7年に来日した鉄棒の名手。真行寺朗生、近代日本體育史，41頁，昭和3年，日本體育學會。
- 3) 國民體育會、前掲書，68頁。
- 4) 前掲書。
- 5) 日高藤吉郎、自序に代へて、(三)，國民體育會、「國民體育」，第16卷，第3号，65頁，昭和5年3月。
- 6) 前掲書。
- 7) 日高藤吉郎、自序に代へて、(七)，國民體育會、「國民體育」，第16卷，第7号，58頁，昭和5年7月。

- 8) 前掲書。
- 9) 前掲書。
- 10) 前掲書, 59頁。
- 11) 日高藤吉郎, 將校生徒豫備校設立ノ主意, 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第24号, 45頁—49頁, 明治25年10月。
- 12) 前掲書, 45頁。
- 13) 前掲書, 46頁。
- 14) 前掲書。
- 15) 前掲書。
- 16) 前掲書, 47頁。
- 17) 前掲書。
- 18) 前掲書。
- 19) 日高藤吉郎, 成城學校ノ沿革, 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第25号, 43頁, 明治25年11月。
- 20) 前掲書。
- 21) 日高藤吉郎, 成城學校補助員依頼ノ趣旨, 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第25号, 49頁, 明治25年11月。
- 22) 前掲書, 49頁—50頁。
- 23) 前掲書, 50頁。
- 24) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (八), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第8号, 58頁, 昭和5年8月。
- 25) 日高藤吉郎, 成城學校ノ沿革, 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第25号, 45頁, 明治25年11月。
- 26) 前掲書。
- 27) 日高藤吉郎, 前掲書, 37頁。
- 28) 前掲書。
- 29) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (十), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第10号, 65頁, 昭和5年10月。
- 30) 境 武男, 『詩經全釈』, 741頁, 汲古書院, 1984年, から引用。

哲夫は城(国)を成(作)るも
哲婦は城(国)を傾(覆)ぐ
あゝ哲婦こそ 栗たり 鶴たり
婦に長舌あるは これ わざわいの階なる
乱は夫より降るにあらず 婦人より生ず
(哲は知, 謀慮の多きこと, 栗鶴は惡鳥とされる)
- 31) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (九), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第9号, 49頁, 昭和5年9月。

- 32) 前掲書。
- 33) 前掲書。
- 34) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (十一), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第11号, 67頁, 昭和5年11月。
- 35) 日高藤吉郎, 成城學校ノ沿革, 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第25号, 46頁, 明治25年11月。
- 36) 武學豫備校ノ必要ヲ論ス, 前掲書, 47頁。
- 37) 前掲書, 47頁—48頁。
- 38) 前掲書, 48頁。
- 39) 前掲書。
- 40) 前掲書, 49頁。
- 41) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (九), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第9号, 50頁, 昭和5年9月。
- 42) 前掲書, 49頁。
- 43) 前掲書, 51頁。
- 44) 前掲書, 49頁。
- 45) 前掲書, 50頁。
- 46) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (十), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第10号, 64頁, 昭和5年10月。
- 47) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (十一), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第11号, 66頁, 昭和5年11月。
- 48) 川上操六, 成城學校開校式祝辭, 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第14号, 4頁, 明治24年12月。
- 49) 前掲書。
- 50) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (十), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第10号, 64頁, 昭和5年10月。
- 51) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (十一), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第11号, 67頁, 昭和5年11月。
- 52) 學校法人成城學校, 『成城學校沿革史稿』, 261頁, 昭和10年。
- 53) 前掲書。
- 54) 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第1号, 明治23年10月。
- 55) 丸山作樂は, 成城學校において精神教育に関する講義を担当していたが, 同時に忠愛社社長であり, 明治日報の經營者でもあった。成城學校が中學校の認可申請に必要となった供託金の一部24000円や所有家屋5点の出資は丸山の好意によるもので, 為に成城學校は經濟的苦況を乗り越えることが出来た。日高藤吉郎, 自序に代へて, (十三), 國民體育會, 「國民體育」, 第17卷, 第2号, 61頁, 昭和6年2月。

- 56) 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第1号, 1頁—2頁, 明治23年10月。
- 57) 前掲書, 1頁。
- 58) 前掲書, 2頁。
- 59) 前掲書, 16頁—17頁。
- 60) 前掲書, 17頁。
- 61) 前掲書, 49頁。
- 62) 東京昌榮社, 「有文叢誌」, 第20号, 明治25年。
- 63) 前掲書。
- 64) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (四), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第4号, 61頁, 昭和5年4月。
- 65) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (三), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第3号, 65頁, 昭和5年3月。
- 66) 前掲書, 64頁。
- 67) 前掲書。
- 68) 前掲書, 65頁。
- 69) 前掲書。
- 70) 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第14号, 48頁—49頁, 明治24年12月。
- 71) 成城學校有文會, 「有文會誌」, 第19号, 50頁—55頁, 明治25年5月。
- 72) 前掲書, 54頁。
- 73) 體育會規則, 第1章, 第4条, 前掲書, 52頁。
- 74) 體育會規則, 第1章, 第1条, 前掲書。
- 75) 體育會規則, 第2章, 第3条, 前掲書, 53頁。
- 76) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (一), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第1号, 21頁, 昭和5年1月。
- 77) 前掲書。
- 78) 前掲書。
- 79) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (三), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第3号, 65頁, 昭和5年3月。

(三) 「文武叢誌」から「國民體育」へ

1893年(明治26年11月), 「日本體育會」は「文武叢誌」を刊行した¹⁾。

同時に「有文叢誌」を「右叢誌ハ尚武的ノモノニシテ軍人ハ勿論國民タルモノハ一讀ヲ要スヘキ好誌ナルモ今般都合ニ依リ廢刊相成候」²⁾と述べて, 廃刊の処置をとっているが, 本誌職員として掲げている編集者などは「有文叢誌」時代と共に通している者も多い。ただし発行所は有文会から日

本体育会へと変更している³⁾。

当誌は「文武叢誌發行ノ主意」として次のような趣意書を掲げている⁴⁾。

「本誌ハ恭ク明治23年10月30日ノ勅語ノ聖意ヲ奉戴シ億兆一心義勇奉公ノ基礎ヲ建ツル為メ智德躰ノ三育ヲ獎勵スルヲ目的トシテ左記ノ諸項ヲ掲載スルモノナリ。」

勅語及肖像 表紙ノ裡面ニハ毎號必ス教育勅語ヲ掲ケ且ツ本邦文武英傑ノ肖像小傳ヲ其次ニ戴ス

講演 諸大家ノ講話講義等ノ筆記

叢談 古今偉人傑士ノ言行傳記及ヒ教育ノ助ケトナルヘキ立志美談等

論説 本誌ノ目的ニ適應スル所ノ論説

文叢 諸名家ノ文章及ヒ諸學校學生ノ秀逸ナル文章

問答 學生ノ裨益トナルヘキ問題及答案

雑報 教育上並ニ軍事上ニ關スル記事

本誌職員

監督 丸山作樂 参閱 橫井忠直

編輯 丸山正彦 編輯 神惟徳

編輯 若松甘吉 編輯 服部 章

主事 田村松之介

また、創設者である日高は「文武叢誌發行ノ主意」⁵⁾を以下のように述べている。その大意を示そう。

「文武は何れにも偏らないことが臣民が君國に尽くす本分である。従つて、明治23年10月30日の聖勅を奉体して、その聖旨に答えたいと願うことが、本誌発刊の第一の要義である。また、現在の雑誌等は時の風潮に流されて俗士の好みを迎合するのみで、國家の公益を図るもののが少ない。従つて、本誌は誠心誠意修身齊家の道に努め、國家の裨益を図ることを第二の要義とする。國家が平安であるときはその武を疎かにすることは自然の流儀ではあるが、一旦緩急に際しては周章狼狽して為すところを知らないでは済まされない。これが本誌発刊の第三の要義である。また、日本体育会

の主張し実践するところを広く国内に普及させることを第四の要義とする。更に、本誌の綱領と日本体育会の主旨とは一致するので、剛毅厳正の精神と秩序を守り、困苦欠乏に耐える習慣を養成することこそ本誌を発刊する主意である」。

鹿渓生は「文武叢誌ノ発刊ニ就キテ」^⑥と題した一文で、「四千万人其心ヲ一ニシテ國ノ為ニ身命ヲ擲ツノ覺悟ナカル可ラス」として、知徳体の三者は人生の義務を全うする最大要素であるとした前提で、「文武叢誌ハ、此ノ三要素ノ教育ヲ充分ニ獎励シ、億兆一心義勇奉公ノ基礎ヲ建テ、後進子弟ヲシテ其志ス所ノ職業ニ從フテ奮興勇進シ、一事一業モ國ノ為ニ尽クスニ志シ、大日本國固有ノ精神ヲ喚起活動セシメン」と述べるのである。

この文章は四頁にわたって美辞麗句を列ねた、あまり内容を感じさせないものであるが、「文武叢誌」に掲載された多くの論考に共通して見られる、当時の書生気質を表す一つの事例として紹介する。

「有文叢誌」から「文武叢誌」への改名の由来については、本誌の記載を検証することが出来なかったが、「有文叢誌」が同人誌的な色彩が極めて濃厚になっていたことから、日高がその文頭で「斯文斯武偏廃ス可カラサルハ古今先修ノ常ニ戒ムル所ナリ」^⑦と述べているとおり、若干、文に偏りすぎたことへの自省とする理解が妥当だと思われる。

「文武叢誌」と誌名を変更して、日本体育会の責任編集となってからは、その講演筆記録^⑧や「体操教員養成に就ての意見」^⑨、「國民に軍事教育を施す可き必要の論第一、第二、第三」^⑩、「射撃術に就て」^⑪など、日高の論考が多数掲載されていることに注目したい。

尚、成城学校では1905年（明治38年3月）に「校友會雑誌」第1号を刊行している^⑫。

一方、日本体育会は1899年（明治32年3月）には「體育」第64号を刊行した^⑬。これは「文武叢誌」と発行号数が継続していることから、同誌が改題したものと考えられている。それは飯塚が1941年（昭和16年）に、「日本體育會に本誌移管」^⑭と題して、「其の體育は蓋し明治26年2月14日第三種郵便物認可を受けて創刊したる雑誌『文武叢誌』を改題せるもの、我が

国體育専門雑誌の嚆矢たり」¹⁵⁾と述べていることを根拠としている。

然し、石橋は「日本體育會は日高藤吉郎氏の首唱によって、明治24年8月11日の創立に係り、同26年體操學校の前身たる體操練習所を設立し、同年11月雑誌『體育』を発行した。是れ我国に於ける體育専門雑誌の嚆矢たるは言を俟たぬ」¹⁶⁾と述べている。

つまり、雑誌「體育」の初刊は1893年11月（明治26年）であり、1899年3月（明治32年3月）に「體育」第64号において、「文武叢誌」を吸收合併したものと考えるのが妥当である。

この雑誌「體育」は、1914年（大正3年6月）の第246号まで継続刊行されている¹⁷⁾。ここには、「本誌の刷新」¹⁸⁾として、「國家百年の大計は、國民体育の奨励にあり。体育は真に智徳修養の根源にして一国の消長を左右するものにあらずや。本誌「體育」は實に斯道の普及を以て任じ過ぐる明治二十六年創刊以来、号を重ねること二百四十余。夙に之が指導者として縦横の筆を揮い来れり。而も大正のわが国は、本誌一層の改善發展を促して止まず。乃ち記者を増員し、爾今益々内容の充実を計ると共に、体育を科学的に將た実際的に攻究し、以て本誌をして健全なる發達を遂げしめ、聊か斯界のために貢献せんことを期す」¹⁹⁾と述べ、監修者として寺田勇吉及び黒沢勇、編集者としては川瀬元九郎・手島儀太郎・飯塚正一の名を挙げている。

この時期、日本体育会は東京勧業博覽会や大正博覽会に参加して、財政的に破綻寸前に至っていたから²⁰⁾、これは事実上の撤退宣言であり、その系譜は、1915年（大正4年7月）発刊の「國民體育」に受け継がれて行く。

「國民體育」は、本来的には石橋蔵五郎等によって創設された「國民體育會」の機關誌であった²¹⁾。

石橋蔵五郎は、体操学校最初の卒業生である。次いで、東京府教員養成所・音楽講習所を終了したのち東京音楽学校に学び、国民英学会を経て東京府英語教員養成所を卒業している。その後、市内小学校や成城中学校にて教鞭をとり、出身校である体操学校には明治36年から職を奉じ、特に学校遊戯と音楽教育の連鎖に関する研究と普及に努めた。大正2年からは上

野高等女学校の音楽と体育の顧問として招聘され、大正12年には同校が財團法人となったことを契機に理事者の一人となっている。大震災で同校が鳥有に帰した後、専ら先頭に立って復興に努め、都下の被災校の先駆を為したことが評価され、昭和2年には校長に就任している²²⁾。

本誌は、「本会は曩に東京児童体育研究会と称し國民体育の為に努力すること十有四ヶ年、大正四年御大典記念事業として会務を拡張し新たに國民體育會と改称し時勢の要求に応じて雑誌國民體育を発行し体育に関する研究調査をなし、之が普及奨励を図り以て國民体育の必要を自覺せしめ、進んで体育の教科を完うする目的とす」²³⁾と伝えている。

また、本会の事業として、雑誌「國民體育」の発行、体育の理論及び実際に関する研究調査、体育上における質疑応答、体育上の器具器械及び施設に関する調査及び批評、体育上の講演会、講習会、運動会の開設、体育に関する図書の出版、体育療法、音楽に関する研究調査を挙げている²⁴⁾。

雑誌「國民體育」の内容としては、「本会の体育上に於ける主義方針を発表し常に斯界のリーダーを以て任じ、之が革新と鼓吹とに努め、克く精神修養と相俟って総ての教育の理想を達成せしめんことを期するが故に、飽く迄学究的に徹底的に、毫も教権に捉はれざる現代知名の専門諸大家の論文を初め、『説話』としては体育に関する好読物を満載し、『實際』に於ては実地研究調査の結果を指導的に説明し、更に学校、社会家庭及び胎内の教育に関する研究、並に時々問題に就いての解決を与へ所謂『現代思潮』の趨勢を明かにし、尚会員の質疑応答及び有益なる寄稿は時々之を紹介し、以て身体教育のあらゆる研究報告の機關たらしめ、斯界に於ける本邦唯一の權威雑誌たるに恥ぢらしめんことを努めたり」²⁵⁾と述べて、可児徳・石橋藏五郎・飯塚正一・小野泉太郎・村上通・乙訓鯛助の理事者と大阪支部長として上田信太郎の名前を挙げている。

尚、本文中の記事によれば主筆は飯塚正一である。

この雑誌は1918年（大正7年12月）をもって「新體育」と改題した。「本誌次号」とする予告には「内容外觀共に面目一新し、且時勢の要求に伴ひ、改題以て新装の上、新しき年を迎へ、聊か愛讀者諸君の眷顧に報ゆると共

に感謝の微意を表せんとす。幸に諒せられよ」と記載されている²⁵⁾。

1919年（大正8年1月及び2月）発行の「新體育」には通刊表示はなく、発行年月日のみが記載されている。1919年（大正8年3月）の発刊分から、第1巻、第3号、の表示が入っており、1921年（大正10年12月）に刊行された、第6巻、第12号、まで継続している。

1922年（大正11年1月）、「新體育」は、第7巻、第1号、をもって「國民體育」と改題した。本誌には「改題と題字」²⁷⁾として、「本誌『國民體育』と改題しました。大正四年の創刊より之を通計すれば、第七巻第一号となる訳であります。そして表紙の題字は特に本誌のため、書道の大家丹羽海鶴先生が揮毫されたものです。茲に紹介に併せて感謝の意を表します」²⁸⁾と述べている。

また、飯塚が「本誌が再び國民體育と改題されて、新年号が公にされるに当つて、偶偶接した体育談に就いて、共鳴感を述べたいと思ふ。本誌の創刊は大正四年で、僅かに六年前であるが併し其当時は未だ今日の如く一般朝野の人士が國民體育といふ呼び声を喧しくしなかつた微力なりし本誌が、今や台頭し来つて、斯界に於ける權威雜誌の真価を認められたことは、親愛なる讀者諸君と共に慶賀に耐えぬ所である」²⁹⁾と述べる程、講読者数は日本体育会を背景として、急激な増加を示したものと思われる。

それは、1922年（大正11年3月）発行の、第7巻、第3号、において、「本誌『國民體育』が時勢の進運に伴ひ、月と共に發展の域に突入しつつあることは、洵に愛讀者諸君の眷顧によるものと深く感激してゐる所です。本月号からは更に一躍一千部を増刷することになりました。一千部の増加は決して誇るべき数ではないにしても、社會が本誌を認めて與れた証左として、欣喜に堪へぬのです。記者一同一層の努力を覺悟しています」³⁰⁾と記していることを根拠としている。

1928年（昭和3年）、雑誌「國民體育」はその經營権を「日本體育會」に移行している。これに関しては石橋の記述があるので、その大意を以下に示そう。

「わが国の体育専門雑誌の中でも最も古く、体育指導者に愛讀されてき

た本誌が、体育振興に絶大な貢献をしてきた日本体育会に経営を移行することになったことは当事者として喜びにたえない。日本体育会は理事会を開いてこれを可決し、同会の総務部長にして常務理事たる野崎惣治氏より4月8日に報告を受け、直ちに自分と本誌主筆の飯塚晶山氏と三人でこの協定を結んだ。日本体育会は日高藤吉郎氏の首唱により明治24年8月に創設され、同26年には体操学校の前身たる体育練習所を設立し、同年11月には雑誌「體育」を発行した。これはわが国で最初の体育専門の雑誌であり、当時荒蕪に等しい体育界を開拓する上で同誌の果たした役割は大きかったが、大正3年6月第246号を以て廃刊となった。

これを遺憾と思い、大正4年御大典を記念して、故乙訓鯛助・小泉泉太郎等と図って『國民體育會』を組織し、その事業の一つとして本誌『國民體育』を刊行することにして、同年7月その初号を公にした。然しこれは三ヵ月にして所謂三号雑誌の悲運を見るに至ったが、万難を排して飽くまで続刊しようと決意し、先に『體育』の主筆であった飯塚晶山氏に編集その他全てを委託した。

その後、可児徳氏・宮下丑太郎氏・二宮文右衛門氏等の助力があり、大正8年体操学校卒業生会は本誌を以てその機關誌に代用することを決し、都下教育雑誌中に隠然たる力を有するようになった^[31]。

更に、本誌に寄稿した諸氏として、高島平三郎・松村介石・宮田修・平沼亮三・永井潛・北豊吉・永井道明・吉田章信・手島儀太郎・二階堂トヨ・大谷武一・佐々木等・藤村トヨ・出口林次郎・中沢米太郎・上田精一・畠山花城・鈴木惣太郎・山本禾口・真行寺吉太郎・豊島蘭交・加治茂助・服部祿郎・武田義昌・朝輝記太留・藤原丑松等の名前を挙げている。

そして「本誌の經營が吾人の翫望せし通り、從来最も關係深き日本体育会に移ることは、正に当然の帰結たるを思ふのである。而も大正四年の大典記念として雑誌『體育』を継承せし形に於て再刊した本誌國民體育が昭和の聖代盛典を挙げさせるる記念の年に円満なる移管をなすに至ったことは眞に奇縁^[32]と述べるのである。

1935年（昭和10年5月），飯塚晶山は、「本誌の続刊に就いて」として以下の一文を掲載した³³⁾。

これによると、本年4月に「拝啓 時下益々御勇健斯界のため御奮闘の御事大賀の極みに奉存候予て御後援の雑誌「國民體育」は、大正四年雑誌「體育」（日本體育會発行）休刊の止むなきに至れるを憂ひ當時体操学校に教鞭を執られをり候石橋蔵五郎氏（現体操学校名譽教授、上野高等女学校長）の異常なる犠牲的奉仕によって創刊せられ次いで昭和三年日本体育会に移管せるものに有之候其の間非才及ばずながら石橋先輩等の指導の下に微力を致し候へども居常俗務に追はれ御厚意に副はざるもの多きを遺憾とし忸怩たるもの有之候殊に昨年以来自ら之が編集と共に經營の責任に当たり聊か日本体育会使命の一たる国民体育向上の一端に資し居り候も今回友人真行寺吉太郎氏主催の雑誌「學校體育」を本会の発行として協力し益々目的の貫徹に一段の威力を加ふるに至り不肖主筆として爾今同誌のため尽くすことに相成候就ては倍旧の御後援を仰ぐと共に御利用被下度切に御願申上候

ここに御報告旁特に平素の御援助に対し深甚の謝意を表し併せて今後も相変らず御交誼奉希候」³⁴⁾という声明文を発表したが、「然るに『學校體育』は最近異常なる發展をなし、他の追随を許さざる本邦最高の權威雑誌たるに至り、所謂同人の消息に関するもの若しくは日本体育会の部分的記録等の如きは、到底余白なき実情にあるを以て『國民體育』は特に此の方面に力を注ぎ続刊するの必要に迫られた。而して恰も東京通信監督課及び品川郵便局の格別なる懇情並に援助と、更に石橋先輩の多大なる眷顧、真行寺氏の奉仕的努力とによって、ここに本号を発刊するに至ったことを明かにし、進んで本誌が我が体育界のために貢献する所あらんことを翹望する次第である」³⁵⁾として、その経緯に立ち至った事情を述べている³⁶⁾。

つまり、「日本體育會」の機關誌としての機能は、雑誌「學校體育」に移管し、同窓会誌の性格として、雑誌「國民體育」を継続刊行すると言うのである。

一方、雑誌「學校體育」の主管である真行寺は同誌で次のように述べる。

自分は、明治41年に体操学校を卒業後、15年程教職に従事しながら雑誌「體育」・「國民體育」・「教育學術界」の編集に務め、更には体育図書の刊行と著述を行なってきたが大正15年「日本體育會」を創設して40有種の図書を刊行、昭和4年より雑誌「學校體育」を発行してきたが、「雑誌「學校體育」は誌令漸く七星霜を迎へ、其間時に學閥の厭迫と鬭い、或は經濟的の暗礁に直面しましたが、現在に於ては其等の難關も突破して、經濟的不況時代も何のその、特に体育を重要視す可き非常時に於ては単に私のみの雑誌ではなく全日本の体育雑誌として発行部数の激増、体育雑誌としては真に稀覯なる盛觀を示して来たことは真に絶大なる同情者諸賢の賜と衷心より感謝して居ります。特に四月号より雑誌『國民體育』と合流して飯塚晶山氏を主筆に迎へ、内容の大刷新と大増刷を見るに至りました。従つて『國民體育』は自然休刊することとなったが日本体育會は復興事業を初め、体操学校昇格期成会及び同校並に荏原中学校後援会等多事多端の折柄、再び本誌『國民體育』の必要を痛感し、ここに当分刊行を継続することにしました」³⁷⁾とその経緯について述べている。

然し、雑誌「學校體育」が「日本體育會」の機関誌であった期間は極めて短い。1936年（昭和11年4月）には「日本體育學會」の責任編集に戻っている。尚、雑誌「學校體育」、及びその周辺については、別稿にて詳述してあるので、それを参考にされたい³⁸⁾。

1941年（昭和16年6月）、雑誌「國民體育」は再度「日本體育會」の機関誌となつた³⁹⁾。従つて、1936年（昭和11年4月）からここまで間、日本体育會は機関誌を持たなかつたことになる。雑誌「國民體育」が「國民體育會」の責任編集のままで、その機能を果たしていたものと考えるのが妥当であろう。

この、再度の機関誌化について、飯塚晶山は「日本體育會に本誌移管」⁴⁰⁾とする一文を寄せている。

「雑誌經營の至難なる、固より言を俟たず。本誌「國民體育」が大正四年七月石橋先輩其の他有志によつて創刊せられて以来二十有六年、其の間幾多の変遷を経て今日に至る。」⁴¹⁾として、「本誌は日本體育會刊行の雑誌

『體育』が大正三年六月第二百四十六号を以て終刊したる後を継承したるものにして、其の『體育』は蓋し明治二十六年二月十四日第三種郵便物認可を受けて創刊したる雑誌『文武叢誌』を改題せるもの、我が国体育専門雑誌の嚆矢たり⁽⁴²⁾と述べ、「本誌『國民體育』を挙げて日本體育會に移管し、其の図南の鵬翼下に育まるるは、本誌前途の永生を意味するものにして欣賀措く能はず。特に多年之が編集と經營とに当れる予は無上の感激」⁽⁴³⁾と続け、同僚の桜井彦四郎・石津 誠・加藤孝吾・池上金治・星野久造等の協力に感謝の意を述べるのである。

大戦も終息に傾いて、あらゆる物資が不足していた1944年（昭和19年2月）、これをもって雑誌「國民體育」は廃刊となった。1938年（昭和13年）頃からは、本誌の体裁は表紙共々僅か数頁程度のものである。

- 1) 日本體育會、「文武叢誌」，第1号，明治26年11月。
- 2) 前掲書、「文武叢誌」の広告の一つとして、日本體育會事務所名で「有文叢誌」の廃刊を告げる記事を掲載し、残本が有るので定価5銭のところを2銭5厘にて販売するとしている。
- 3) 前掲書。
- 4) 前掲書、本誌は「文武叢誌發行ノ主意」と題した記事を二つ掲載している。
その一つは、後述する日高藤吉郎のもので、今一つが、ここに示した當誌の内容及び職員を示す記事である。
- 5) 前掲書、5頁。
- 6) 前掲書、6頁—9頁。
- 7) 前掲書、5頁。
- 8) 前掲書、10頁—11頁。
- 9) 日本體育會、「文武叢誌」，第16号，29頁—30頁，明治28年2月。
- 10) 日本體育會、「文武叢誌」，第17号，25頁—26頁，第18号，4頁—5頁，第19号，2頁—5頁，明治28年3月，4月，5月。
- 11) 日本體育會、「文武叢誌」，第24号，4頁—5頁，明治28年10月。
- 12) 学校法人成城学校、校史編集委員会、『成城学校百年』，58頁，昭和60年。
- 13) 日本體育會、「體育」，第64号，明治32年3月。
- 14) 飯塚晶山、日本體育會に本誌移管、日本體育會、「國民體育」，第28卷，第6号，1頁，昭和16年。
- 15) 石橋藏五郎、本誌「國民體育」の經營を日本體育會に移すに當りて、國民體育會、「國民體育」，第14卷，第5号，2頁，昭和3年5月。

- 16) 前掲書。
- 17) 日本體育會, 「體育」, 第246号, 大正3年6月。
- 18) 前掲書。
- 19) 前掲書。
- 20) 日高藤吉郎, 自序に代へて, 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第4号, 62頁, 昭和5年4月。
- 21) 石橋藏五郎, 本誌「國民體育」の經營を日本體育會に移すに當りて, 國民體育會, 「國民體育」, 第14卷, 第5号, 2頁, 昭和3年5月。
- 22) 石橋藏五郎氏上野高等女學校長となる, 國民體育會, 「國民體育」, 第13卷, 第9号, 50頁—51頁, 昭和2年9月。
- 23) 國民體育會, 「國民體育」, 第4卷, 第5号, 見返り頁, 大正7年5月。
- 24) 前掲書。
- 25) 前掲書。
- 26) 國民體育會, 「國民體育」, 第4卷, 第12号, 49頁, 大正7年12月。
- 27) 國民體育會, 「國民體育」, 第7卷, 第1号, 40頁, 大正11年1月。
- 28) 前掲書。
- 29) 國民體育會, 「國民體育」, 第7卷, 第3号, 42頁, 大正11年3月。
- 30) 石橋藏五郎, 本誌「國民體育」の經營を日本體育會に移すに當りて, 國民體育會, 「國民體育」, 第14卷, 第5号, 2頁—3頁, 昭和3年5月。
- 31) 前掲書。
- 32) 前掲書, 3頁。
- 33) 飯塚晶山, 本誌の續刊に就いて, 日本體育會, 「國民體育」, 第21卷, 第4号, 昭和10年5月。
- 34) 前掲書。
- 35) 前掲書。
- 36) 真行寺吉太郎, 愛讀者諸賢に, 前掲書。
- 37) 前掲書。
- 38) 恩田 裕, 真行寺朗生の体育思想, 成城法学「教養論集」, 第8号, 65頁—119頁, 平成2年。恩田 裕, 雜誌「學校體育」について, 成城法学「教養論集」, 第11号, 1頁—37頁, 平成6年。
- 39) 日本體育會, 「國民體育」, 第28卷, 第6号, 昭和16年6月。
- 40) 前掲書, 1頁。
- 41) 前掲書。
- 42) 前掲書。
- 43) 前掲書。

(四) 結語

先駆者たちの嘗々たる努力によって、明治期に芽生えたわが国の体育思想は、大正から昭和にかけて、更に大きな展開を示した。

国家富強の社会的 requirementと共に、直接的にそれを育み発展させる上で大きな推力となったのは、実践的立場とは一線を劃してはいたものの、体育雑誌を主管したり、著書・論考の執筆を通して、体育の普及と発展のために啓蒙的に活躍してきた、体育ジャーナリズムの先駆とでも言うべき、一群の者達の存在であった。

映像による情報の伝達の手段を持たなかった、この時代にあって（日高藤吉郎の主催した、社会人再教育を狙いとした通俗教育会は、活動写真・幻灯映写による啓蒙活動が主であったが、これは極めて特殊な事例である）¹⁰、交通手段の不自由さや施設的な不全を考慮すれば、主たる情報伝達の手段は、文字と言語によったことは疑いのないところである。

特に、身体運動に関わるものは、実践者が、その実際を綿密に観察する機会に恵まれ、その通りに模倣することを試みたとしても、学習者に理解できない部分が存在することは周知の事実であるが、それを補うものは、第一次的立場に立つ者の、適切な言語による補助的な表現である。故に、今日的には、身体運動を指導する際には、観察・説明・行動の順序を守ることが、最も通常の手段として、日常的に行なわれているのである。

また、全ての事物に対して、外国からの知識の吸収に貪欲な時代にあっては、時々刻々と展開し変化する新知識を獲得することは、国家的にも社会的にも必然的な要求であったに相違ない。まして、一般庶民間の体育思想は、それまで全くと言ってよいほど形成されていなかったことを考慮すると、文字と言語を主たる媒体としてその普及と定着を図ることは、無から有を生じさせるに等しく、その手段が極めて困難なものであったろうことは、推量するに難くない。

本稿が、これまで主題としてきた体育雑誌が、社会的な役割の一つとして分担してきたものは、教育の手段としての身体活動の技術を、実践的な

立場に立つ現場教師達に的確に伝達することにあったことは事実である。まだ、この時代にあっては、身体活動が意識的な陶冶手段として、教育活動全体のなかに位置付けられていなかったことを理由として、学校体育としての構成に、一定の手順や手法が生まれ定着することはなかったから、これらの情報は、実践現場から最も求められることの多い分野であったことは確実である。

従って、教科体育の実践手段を主題とした分野を論議し、これらの具体的な成立過程を検証するためには、問題状況の極めて多かったこの時代を逍遙し、情報の発信源の立場から考証することが必要不可欠なものとする認識を根底において、本稿は、まずその資料吟味から出発することを意図したものである。

当然のことながら、いかなる高邁な体育思想といえども、それを一つ一つ実現していく有能な実践者の立場を抜きにして語ることは出来ないが、本稿が主題としてきた、これらの先導者たちの背景には、体育実践現場を提供出来る、日本体育会が控えていたことは大きな意味合いを持っていただろう。

日高藤吉郎の創設した日本体育会は、もともとは日高の独創的な発想に端を発した社会人教育の機関であり、学校教育機関としての性格は、後に付与されたものである²⁾。

日高は、1900年（明治33年）に「教育活動寫真會」³⁾を創設している。これは1902年（明治35年）には、「通俗教育會」⁴⁾と名称を変えて、社会人教育を行なうために、活動写真や、幻灯、琵琶、剣舞などを導入するなど、全く新しい手法を取り入れたものとして周知の通りである。

「社会の教育機関がないために學校教育を終わったものは、更に國民としての思潮を向上し德操を健全ならしむることが出来ません」⁵⁾として、「低級な遊藝を改めて教育的となし、之と結びつけて娛樂機關の革新を計りつつ社會人の指導に任せんとしたのであります」⁶⁾と述べて、「特に教育といはずにいつか教育の功果を擧げる只に無學者の間にいつとなく教化の効を完了するばかりでなく、有識者と雖も、愉快の間に何物かを考へさせ

しめるように計ったのであります」⁷⁾と言うのである。

然しながら、「通俗教育會をやっている間に、成城學校が潰れかけました。故に私は通俗教育會を中止して成城を助けました。成城が良くなると日本體育會が危なくなった。之をも亦助けなければならぬと、あれをかばひ、之をかばふ間に通俗教育會の時機を失うてしまひました」⁸⁾と言うように、この活動は頓挫してしまうのである。

より充実した体育実践を志すためには、歴史的事実としての実践主体の問題意識を明確にすることが肝要だとするのが、本稿の立場であるが、日高藤吉郎の一連の事業の中に、時勢の推移を的確に読み取り、例え山師と罵られようと⁹⁾、手段を尽くして社会的事実としての体育実践を構築しようとした問題意識が存在したのは明らかである。

現在では、言語表現を通して体育思想の普及と発展に尽力してきた多くの先覚者達の業績は、その事実を評価の対象として取り上げられることが極めて少ない。更には、次の時代に対する情報の中継基地としての重要な役割を果たしてきた事実すら忘れ去られようとしていることを、甚だ遺憾におもうものの一人である。

それは、これらの主体者側に運動現象を伝達するためのよりよい手段が準備され、獲得されていなかったため、つまり未成熟であるが故に検討に値しないと言うよりは、学校体育実践に関わる具体的な資料の提示が極めて少ないと起因すると考えるのが妥当である。具体的資料の不足は、それらの主体者への知的関心を、運動現象の背景に存在する制度や体制にのみ集約的に向かわしめ、歴史的事実としての教育現象として認識する方向に進むことが少なかった。

然し、より発展した体育実践を志すためには、多くの実践者の問題意識、つまり、いかなる思想のもとに、どのような意図を秘めて、対象となる人間の変革に寄与できるかという命題が、時空を超えて存在することを忘れてはなるまい。そうでないと、これらの先人の全ての業績が、国家体制の巨大な影によって隠蔽された、教育実践としての否定的な事実として転化されてしまう恐れがある。

また、本稿で触れた先覚者たちには、体育が国家の富強を目指す近代社会には不可欠なものである、とする認識を定着させることに急ぐあまり、極めて我田引水的な論証を試みることが多かったことも、論議の対象として取り上げられない理由の一つとなっていたであろう。

その最たるものは、軍事的な背景である。国家として軍備の強化に狂奔する時代の波に乗って、体育を質的な兵力増強に利用することが、体育の社会的認知を獲得する最良最強の手段として選択されたのである。従って、そこには当然のこととして、教育的視点との間で、激しい葛藤が生ずることも必然的なことであったろう。

然し、時の社会情勢には、反権力として軍事教育に反対する立場を容認できるほどの余裕はなかった。むしろ、国家富強の手段としての体育を選択することが、自らの存在を意義付ける唯一つの残された道として、体育指導者側から進んで軍事教育を内容として取り入れることを強力に推奨する立場をとることが多かった。

「日本體育會體操學校」の同窓同志であった、雑誌「國民體育」を主たる活躍の場としていた飯塚正一（晶山）と雑誌「學校體育」にあって健筆をふるった真行寺吉太郎（朗生）には、発表された論考の数が目立って多いのは、それぞれが主管・主筆として発表の場を保有していたからである。また、同じく尼子 止、石橋藏五郎、寺田勇吉等の名前もしばしば登場するが同じ理由による。尼子 止は図書出版モナスを経営し「教育學術界」を刊行し、特に『八大教育主張』¹⁰⁾の刊行では、その主張が大正教育界にあって最高の指導原理として評価されるなどしている。従って、本稿執筆の過程では、それらの個別の活動に触れる必要を再三にわたって感じてきたのだが、それには膨大な頁数を要するがため、敢えて触れることをしなかった。然し、身体運動を言語表現による以外の伝達手段を持たなかつた時代にあって、体育雑誌の果たした役割は極めて大きな意味を持っていましたし、それを主導した人物達には、今後とも多くの知見を積み重ねなければならぬことは、残された大きな課題として受けとめねばなるまい。

当時の教育現場では、体育と社会・文化との制度的な関連や依存度をい

かなる手段で入手出来ただろう。また、我々が今日それらを計る場合、個々に残された別個の資料から、それを吟味することは出来ないだろう。また、学校における体育運動の定着や、総合的な教育全体との繋がりをいかよう理解していたのだろうか。加えて、我々はどのようにしてそれを検証したら良いのだろうか。子供たちの日常的な慣習や、祭典などにおける体育運動の特別な状態は、如何なる形で全国的に伝播したのだろう。この時代に体育は目覚ましい発展を遂げたが、そこにどのような傑出した人物が関わり影響力を及ぼしたのだろう。実践的指導者たちは運動学習の方法論的な知見をどのようにして獲得したのだろう。欧米から伝来する新しいスポーツ種目の具体的な知識や技術は、如何なる過程を経て一般化していったのだろうか。

これらの様々な疑問には、各種の体育ジャーナリズムの中でも、体育雑誌とよばれる範疇を検証する過程で、若干の解答を得る可能性が示唆されたように思う。それは、同時に当時の現場に立つ教師の立場でもあったに相違ない。多くの情報を分析し一般化すること、運動現象を観察し、それらを言語によって記述すること、それらの手段を通して体育教育を主導することが体育雑誌の存在理由の一つであり、その傾向は、残存する資料の中に明確に読み取ることができたからである。

殆ど学歴をもたない独学の男が、徒手空拳をもって「成城學校」を創設した。そこに生まれた「有文會誌」は、同じ男の独創的な事業の一つである「日本體育會」において、「文武叢誌」として生まれ変わり、やがては、雑誌「國民體育」や雑誌「學校體育」として目覚ましい成長を示した。

一つの組織が個人の力によって創設され、組織として成長し、巨大化していく過程には、当然のことながら、創設者の意志に同調しない面も噴出してきたであろう。経済的葛藤や主導権争い・権力争いも生まれてきたであろう。これまで示してきた若干の資料のなかにも、それらの事実を示唆する幾つかの事例が浮かび上がってきた。然し、本稿は雑誌「國民體育」の系譜をたどり、その周辺を検索することを意図してきたものである。従って、残された問題は後日のこととして、ここで一旦、本稿を終わる。

雑誌「國民體育」とその周辺

- 1) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (五), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第5号, 53頁—54頁, 昭和5年5月。
- 2) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (四), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第4号, 60頁—61頁, 昭和5年4月。
- 3) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (五), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第5号, 53頁, 昭和5年5月。
- 4) 前掲書。
- 5) 前掲書, 53頁—54頁。
- 6) 前掲書, 54頁。
- 7) 前掲書。
- 8) 前掲書, 55頁。
- 9) 日高藤吉郎, 自序に代へて, (八), 國民體育會, 「國民體育」, 第16卷, 第8号, 57頁, 昭和5年8月。
- 10) 大日本學術協會, 『八大教育主張』, モナス, 大正11年。八名の教育家がそれぞれ独創的な教育論を展開して, 大正教育界に新風を吹き込んだ。初等教育には大きな転換期をもたらした。

[付記] 本稿は成城大学特別研究助成金による成果の一部である。

